

風しん第5期予防接種実施要領

1-1 対象者及び接種回数

接種			備考
対象者	標準的な接種期間	回数	
<p>風しん抗体検査の結果抗体価が低いことが明らかとなった、1962（昭和37）年4月2日から1979（昭和54）年4月1日の間に生まれた男性</p> <p>ただし、①長期にわたり療養を必要とする疾病で厚生労働省令で定めるものにかかったこと、または、②令和6年度末までに抗体検査を実施した結果、風しん抗体が不十分な者であってMRワクチンの偏在等が生じたことにより、当該特定疾病に係る定期の予防接種を受けることができなかった者</p>	<p>平成31年4月1日から令和7年3月31日まで</p> <p>①は当該特別の事情がなくなった日から起算して二年を経過する日までの間</p> <p>②は令和7年4月1日から令和9年3月31日までの二年間</p>	1回	<p>風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な風しんの抗体が判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められる者は定期接種の対象者から除かれるため、まずは抗体検査を実施する必要がある。</p> <p>抗体価の基準値：昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性を対象に実施する風しんの抗体検査及び予防接種法第5条第1項の規定に基づく風しんの第5期の定期接種の実施に向けた医療機関・健診機関向け手引き（第4版）2022年2月16日改正（厚生労働省健康局）参照</p> <p>（※①は接種を実施する前に市に対し、「長期療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種に関する特例接種対象者該当理由書」（様式第2号）の提出が必要）</p>

1-2 長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等への予防接種について

(1) 前項の表に定める予防接種の対象者であった者(当該疾病にかかっている者またはかかったことのある者その他予防接種施行規則第2条各号に規定する予防接種の対象者から除かれる者を除く。)であって、当該予防接種の対象者であった間に、次項に掲げる特別の事情があることにより予防接種を受けることができなかったと認められる者については、1-1に規定する予防接種の対象者とする。

(2) 特別の事情

- (ア) 別表に掲げる予防接種法施行規則で定める疾病にかかったこと
- (イ) 臓器移植術を受けた後、免疫の機能を抑制する治療を受けたこと
- (ウ) 医学的知見に基づき、(ア) または (イ) に準ずると認められるもの

別表 予防接種法施行規則で定める疾病の例

分類	名称
悪性新生物	白血病、悪性リンパ腫、ランゲルハンス（細胞）組織球症(Histiocytosis X)、神経芽細胞腫、ウィルムス腫瘍、肝芽腫、網膜芽細胞腫、骨肉腫、横紋筋肉腫、ユーイング肉腫、末梢性神経外胚葉腫瘍、脳腫瘍
血液・免疫疾患	血球貪食リンパ組織球症、慢性活動性EBウイルス感染症、慢性GVHD（Graft Versus Host disease、移植片対宿主病）、骨髄異形成症候群、再生不良性貧血、自己免疫性溶血性貧血、特発性血小板減少性紫斑病、先天性細胞性免疫不全症、無ガンマグロブリン血症、重症複合免疫不全症、バリアブル・イムノデフィシエンス、ディジョージ症候群、ウイスコット・アルドリッチ症候群、後天性免疫不全症候群(AIDS、HIV感染症)、自己炎症性症候群
神経・筋疾患	ウェスト症候群（點頭てんかん）、レノックス・ガストウ症候群、重症乳児ミオクロニーてんかん、コントロール不良な「てんかん」、Werdnig Hoffmann病、先天性ミオパチー、先天性筋ジストロフィー、ミトコンドリア病、ミニコア病、無痛無汗症、リー脳症、レット症候群、脊髄小脳変性症、多発性硬化症、重症筋無力症、ギラン・バレー症候群、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、ペルオキシソーム病、ライソゾーム病、亜急性硬化性全脳炎(SSPE)、結節性硬化症、神経線維腫症Ⅰ型（レックリングハウゼン病）、神経線維腫症Ⅱ型
慢性消化器疾患	肝硬変、肝内胆管異形成症候群、肝内胆管閉鎖症、原発性硬化性胆管炎、先天性肝線維症、先天性胆道拡張症（先天性総胆管拡張症）、胆道閉鎖症（先天性胆道閉鎖症）、門脈圧亢進症、潰瘍性大腸炎、クローン病、自己免疫性肝炎、原発性胆汁性肝硬変、劇症肝炎、膵嚢胞線維症、慢性膵炎
慢性腎疾患	ネフローゼ症候群、巣状糸球体硬化症、慢性糸球体腎炎、急速進行性糸球体腎炎、グッドパスチャー症候群、バーター症候群
慢性呼吸器疾患	気管支喘息、慢性肺疾患、特発性間質性肺炎
慢性心疾患	期外収縮、心房又は心室の細動、心房又は心室の粗動、洞不全症候群、ロマノ・ワルド症候群、右室低形成症、心室中隔欠損症、心内膜床欠損症（一次口欠損症、共通房室弁口症）、心房中隔欠損症（二次口欠損症、静脈洞欠損症）、単心室症、単心房症、動脈管開存症、肺静脈還流異常症、完全大血管転位症、三尖弁閉鎖症、大血管転位症、大動脈狭窄症、大動脈縮窄症、肺動脈閉鎖症、両大血管右室起始症、特発性肥大型心筋症、特発性拡張型心筋症、小児原発性肺高血圧症、高安病（大動脈炎症候群）
内分泌疾患	異所性副腎皮質刺激ホルモン(ACTH)症候群、下垂体機能低下症、アジソン病、クッシング症候群、女性化副腎腫瘍、先天性副腎皮質過形成、男性化副腎腫瘍、副腎形成不全、副腎腺腫
膠原病	シェーグレン症候群、若年性関節リウマチ、スチル病、ベーチェット病、全身性エリテマトーデス、多発性筋炎・皮膚筋炎、サルコイドーシス、川崎病
先天性代謝異常	高オルニチン血症－高アンモニア血症－ホモシトルリン尿症候群、先天性高乳酸血症、乳糖吸収不全症、ぶどう糖・ガラクトース吸収不全症、ウイルソン病（セルロプラスミン欠乏症）、メチルマロン酸血症
アレルギー疾患	食物アレルギー
先天異常	先天奇形症候群、染色体異常

- (3) 医師は長期療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種に関する特例接種対象者該当理由書に内容を記入の上、市による確認を受け、保護者から署名及び押印による同意を得た後に予防接種を実施する。また、委託料請求の際は、予診票に当該理由書を添付するものとする。

2 実施時期

通年実施とする。

3 接種方法

予防接種の種類	接種量	接種方法
麻しん風しん混合	0.5 ml / 1回	皮下注射
風しん	0.5 ml / 1回	皮下注射

4 ワクチン

予防接種の種類	使用するワクチン
麻しん風しん混合	乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン
風しん	乾燥弱毒生風しんワクチン

5 ワクチンの購入

各病（医）院が購入する。

6 接種不相当者及び接種要注意者

予防接種ガイドラインの『予診並びに予防接種不相当者及び接種要注意者』の項を参照のこと。

罹患した急性疾病の種類によって、免疫機能の低下や続発疾患の可能性が考えられる場合には治癒後2～4週間（麻しんの場合は4週間）を一応の目安として間隔をおく。

7. その他

- ① 医師は、予防接種を実施した時、被接種者又はその保護者に、市が作成した注意書「麻しん風しん混合（風しん第5期用）予防接種を受けた後の注意」を配付する。
- ② 医師は、予防接種依頼書に基づき、大野城市外の者に接種した場合は、被接種者から接種料金を全額徴収するものとする。
- ③ 風しんに係る定期の予防接種については、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを接種勧奨する。ただし、単抗原ワクチン接種を希望する者はこれに限らないものとする。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。